

喪失事由	喪失日
令和元年中の収入が認定基準を上回る場合	令和2年1月1日
年金決定・改定等による所得超過の場合	決定・改定後の年金を受給する月の1日
組合員により生計を維持されていないことが判明した場合	生計維持されなくなった日
仕送りを要する被扶養者について、組合員の扶養能力の判定で被扶養者の要件を欠いていることが判明した場合	令和2年7月1日